

札幌市企業立地補助金

本社機能・バックオフィスなど オフィス向け



対象事業

本社機能

本社における総務・人事・経理・企画・情報システム部門等の中枢機能

バックオフィス

企業等の内部事務を集約的に行うものまたは企業等へ業務支援サービスの提供を集約的に行うもの（コールセンターを除く）

特例子会社

障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する認定を受けた特例子会社

制度概要

区分		本社機能移転		バックオフィス・ 特例子会社 新設	増設
		類型A	類型B		
補助要件		- 道外から札幌市内に本社を移転、又は本社機能の移転・分散・拡充等により本社機能を担う事業所を新たに市内に新設 - 当該事業所を本店として登記又は本社と称する（例：札幌本社、第二本社など） - 本社機能に専ら従事する10人以上の正社員（新規雇用・異動※2） - 本社機能を市内に新設する事実を対外的に公表	- 道外から札幌市内に本社を移転、又は本社機能の移転・分散・拡充等により本社機能を担う事業所を新たに市内に新設 - 本社機能に専ら従事する10人以上の正社員（新規雇用・異動※2） - 本社機能を市内に新設する事実を対外的に公表	- バックオフィス、特例子会社の新設 - 新規常用雇用者※1と異動正社員※2の合計が20人以上（特例子会社の場合は10人以上）	2年間で、正社員数20人以上増加※4、かつ常用雇用者※1数20人以上増加 （特例子会社は、正社員及び正社員以外の常用雇用者である障がい者※3 合わせて10人以上増加、かつ常用雇用者※1数10人以上増加） - 増床または市内に新たな事業所の設置 - 本社又は本社機能の増設は、道外から札幌市内に移転した事業所 - 増設補助を受けたことがない
賃料補助	補助内容	年間賃料※5 × 2/3	年間賃料※5 × 1/2	年間賃料※5 × 1/3	年間賃料※5 × 1/3 ※賃料は増床分のみ
	限度額	7,000万円 （3,500万円 × 2年間）	5,000万円 （2,500万円 × 2年間）	3,000万円 （1,500万円 × 2年間）	3,000万円（2年間）
	補助内容	ゼロカーボン推進ビル※6に入居する場合			
	補助内容	年間賃料※5 × 10/10	年間賃料※5 × 2/3	年間賃料※5 × 1/2	年間賃料※5 × 1/2 ※賃料は増床分のみ
	限度額	1億円 （5,000万円 × 2年間）	7,000万円 （3,500万円 × 2年間）	5,000万円 （2,500万円 × 2年間）	5,000万円（2年間）
雇用補助	補助内容	正社員 100万円/人 正社員以外の常用雇用者 10万円/人			増加正社員 50万円/人
	限度額	1億円（2年間） （2年目は1年目からの純増分）		2,000万円（2年間） （2年目は1年目からの純増分）	1,000万円（2年間）

※1 常用雇用者：対象事業所で専ら対象の事業に従事している以下の要件をすべて満たす方。雇用形態は正社員、契約社員、派遣社員（他社から派遣されている方）等のいずれでも可

・札幌圏（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町）に居住し、住民登録を有すること（在宅で対象の事業に従事する方を含む）

・雇用期間の定めのない雇用契約を結んでいること（有期契約であっても契約更新を行い実質的に長期雇用されている方は含まれますが、契約更新の上限が明記されるなど、雇止めとなる条項がある場合は対象外）

・雇用主により、雇用保険、健康保険、厚生年金に加入していること

※2 異動正社員：正社員のうち、対象事業所の新設計画にもとづく人事異動により、道外から札幌圏に転入し、住民登録を行う方

※3 障がい者：有効な身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を有する方

※4 正社員の増加：新規雇用、社内登用または道外からの転入を伴う異動によるもの

※5 賃料：対象事業所に係る賃料及び共益費（消費税を除く）

※6 ゼロカーボン推進ビル：「札幌市都心における持続可能なゼロカーボン都市開発推進要綱」に基づく協議を行ったもので、札幌市が定める要件に適合するビル

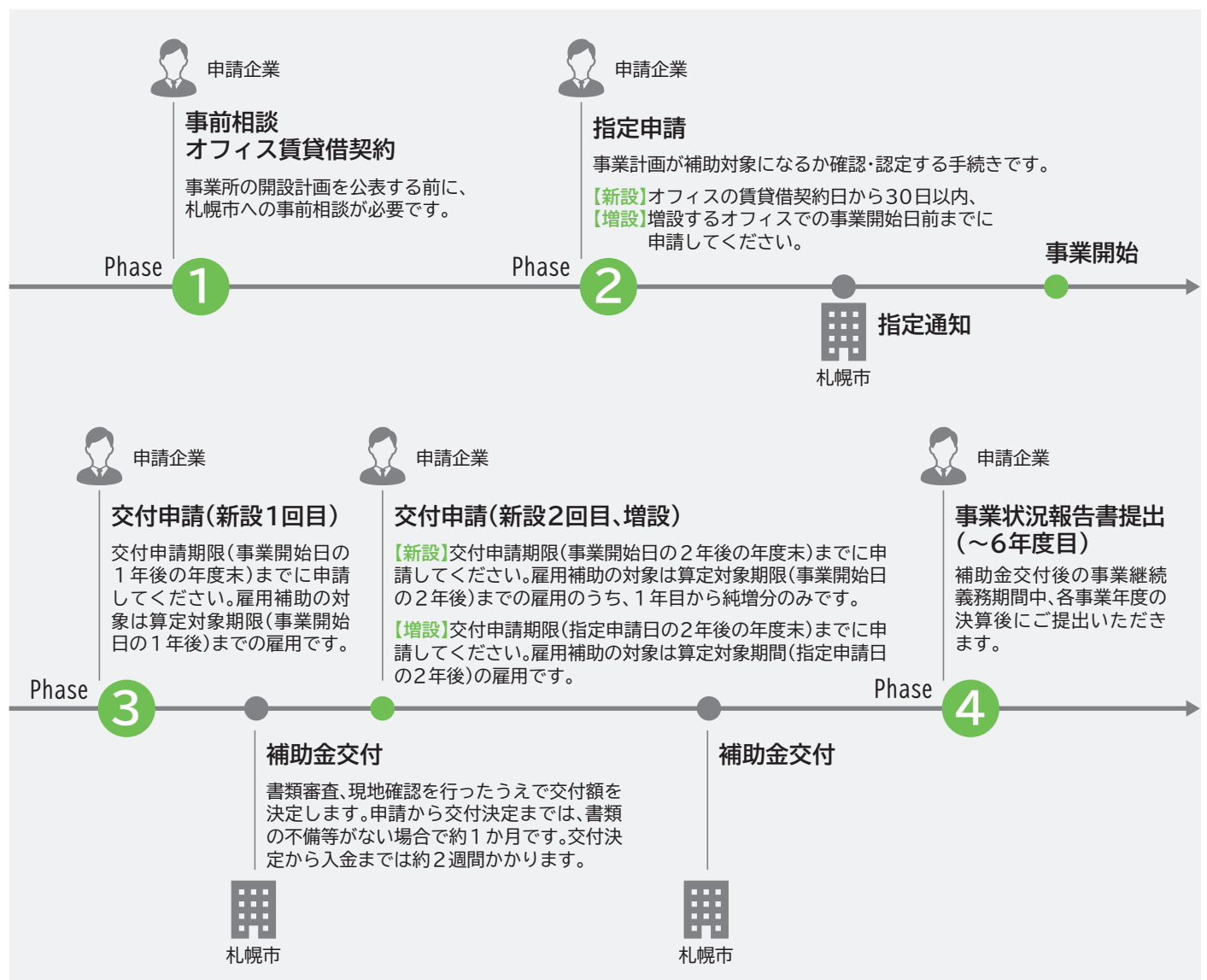
データセンター利用加算

加算要件	補助内容	限度額
対象事業所の新設・増設にあわせて北海道内のデータセンターを新規で利用開始	サーバーの使用料及びそれに付随するサービス料等の 1/2	300万円

その他の要件

- 主に道外の企業又は顧客に対するサービスを行うこと
- 当該企業等、または当該企業の発行済み株式の2分の1以上を保有する企業等が引き続き1年以上操業していること
- 事業所の開設計画を公表する前に、札幌市と協議(相談)すること
- 新設の場合は、事業所の賃貸借契約締結日から起算して30日以内に申請すること。増設の場合は、事業開始日の前に申請すること。
- 事業開始日の属する年度から起算して6年度間は、札幌市内で当該事業を継続すること

手続きの流れ



お問い合わせ先

札幌市経済観光局立地促進係

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL 011-211-2362 / FAX 011-218-5130

札幌市東京事務所

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館3階
TEL 03-3216-5090 / FAX 03-3216-5199

E-mail : business@city.sapporo.jp(共通)

SAPPORO
NEXT
SAPPORO
企業進出総合ナビ



<https://www4.city.sapporo.jp/invest/>